



# 熊本県公報

第 1 2 4 4 4 号

平成 27 年 8 月 14 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正	(会計課) 1
○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領	( 〃 ) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○道路の区域変更	( 〃 ) 3
○定数漁業の許可申請期間	(水産振興課) 3
<b>公 告</b>	
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 3 3 条の 7 第 1 項の規定による応急入院指定病院の指定	(障がい者支援課) 3
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 3 3 条の 7 第 2 項後段の規定による措置をとることができる応急入院指定病院の指定	( 〃 ) 4
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 2 1 条第 4 項前段及び第 3 3 条第 4 項前段の規定により厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院の認定	( 〃 ) 4
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見	(商工振興金融課) 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 ) 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 ) 6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 ) 6
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課) 6
○県営土地改良事業計画の変更	( 〃 ) 6
○県営土地改良事業計画の変更	( 〃 ) 7
○県営土地改良事業計画の決定	( 〃 ) 7

## 告 示

### 熊本県告示第 7 2 8 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 7 年 8 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町甲佐平字山下 3 1 2 8 番、3 1 3 0 番 1、3 1 3 0 番 2、3 1 3 1 番、3 1 3 2 番、3 1 7 3 番 1、3 1 7 3 番 2、3 1 7 4 番、3 1 7 5 番
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第 7 2 9 号

昭和 4 7 年 3 月 3 1 日熊本県告示第 2 4 3 号の 5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、平成 2 7 年 8 月 1 7 日から施行する。

平成 2 7 年 8 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表 1 中「九州労働金庫熊本駅前支店」を「九州労働金庫天草支店」に改める。  
「九州労働金庫山鹿市鹿央町持松 1 5 9 番地 1」を「九州労働金庫山鹿市太田町 1 番地」に改める。  
「天草市太田町 1 番地 2」を「天草市太田町丸の内一丁目 3 番 3 号」に改める。  
「天草市太田町丸の内一丁目 5 番 5 号」を「天草市太田町丸の内一丁目 5 番 5 号」に改める。  
「天草市太田町丸の内一丁目 1 1 番 1 8 号」を「天草市太田町丸の内一丁目 1 1 番 1 8 号」に改める。  
「長崎銀行熊本支店」を「長崎銀行水前寺支店」に改める。  
「熊本市中央区蓮台寺 2 - 4 - 1」を「熊本市中央区蓮台寺 2 - 4 - 1」に改める。  
「熊本市中央区春日二丁目 3 番 3 0 号」を「熊本市中央区春日二丁目 3 番 3 0 号」に改める。  
「熊本市西区春日二丁目 3 番 3 0 号」を「熊本市西区春日二丁目 3 番 3 0 号」に改める。  
「熊本市中央区花畑町 2 番 2 2 号」を「熊本市中央区花畑町 2 番 2 2 号」に改める。  
「熊本市中央区城東町 2 番 2 2 号」を「熊本市中央区城東町 2 番 2 2 号」に改める。  
「熊本市中央区下通一丁目 8 - 2 0 号」を「熊本市中央区下通一丁目 8 - 2 0 号」に改める。  
「熊本市中央区水前寺公園 1 - 2 0 号」を「熊本市中央区水前寺公園 1 - 2 0 号」に改める。  
「宮崎銀行熊本支店」を「宮崎銀行熊本支店」に改める。  
「熊本市中央区中央街 2 番 1 1 号 サンニ」を「熊本市中央区中央街 2 番 1 1 号 サンニ」に改める。  
「熊本市中央区中央街 2 番 1 1 号 サンニ」を「熊本市中央区中央街 2 番 1 1 号 サンニ」に改める。  
「人吉市紺屋町 7 3 - 1」を「人吉市紺屋町 7 3 - 1」に改める。  
「天草市大浜町 6 - 5」を「天草市大浜町 6 - 5」に改める。  
「人吉市紺屋町 7 3 番地 1」を「人吉市紺屋町 7 3 番地 1」に改める。  
表 2 中「三井住友銀行」を「三井住友銀行」に改める。  
「東京都千代田区有楽町 2 丁目 1 番 2 号」を「東京都千代田区有楽町 2 丁目 1 番 2 号」に改める。  
「東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号」を「東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号」に改める。

**熊本県告示第 7 3 0 号**

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
平成 27 年 8 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領  
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和 60 年熊本県告示第 2 7 1 号の 1 1）の一部を次のように改正する。

別表第 1 肥後銀行本店の項中「北九州銀行熊本支店」を「北九州銀行熊本支店 長崎銀行熊本支店」に改め、  
同表肥後銀行天草支店の項中「長崎銀行天草支店 九州労働金庫天草支店」を「九州労働金庫天草支店」に改める。

別表第 2 肥後銀行本店の部長崎銀行熊本支店の項を削り、同部に次のように加える。

九州幸銀信用組合熊本支店	九州幸銀信用組合熊本支店
	九州幸銀信用組合熊本県庁通り支店

別表第 2 肥後銀行紺屋町支店の部を削る。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 17 日から施行する。

**熊本県告示第 7 3 1 号**

道路法（昭和 27 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 27 年 8 月 14 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 8 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等**

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池赤水線	菊池市旭志小原字上尾迫 1 1 0 7 番 1 地先から 菊池市旭志尾足字上ノ鶴 4 0 9 番 4 地先まで	前	5.8 ～ 16.1	656.9	単道改
			後	9.3 ～ 16.1		

2 区域を変更する期日 平成 27 年 8 月 14 日

熊本県告示第732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年8月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年8月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	菊池市泗水町南田島字天神平 1079番1地先から 菊池市泗水町南田島字南田 983番1地先まで	前	4.8 ～ 14.1	314.8	単道改
			後	8.7 ～ 22.9		

2 区域を変更する期日 平成27年8月14日

熊本県告示第733号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年8月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 申請期間

平成27年8月14日から平成27年8月20日まで

2 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
機船船びき網漁業	いわし機船船びき網漁業	不知火海
流し網漁業	大目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	天草有明海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	不知火海

公 告

熊本県公告第543号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により応急入院指定病院として次のとおり指定した。

平成27年8月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

病院の名称	病院の所在地	指定年月日
玉名病院	玉名市築地1452番地3	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
城ヶ崎病院	玉名市伊倉北方265番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
荒尾こころの郷病院	荒尾市荒尾1992番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
有働病院	荒尾市万田475番地1	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
山鹿回生病院	山鹿市古閑1500番地1	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
菊池病院	合志市福原208番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
菊池有働病院	菊池市深川433番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで

菊陽病院	菊池郡菊陽町大字原水5587	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
阿蘇やまなみ病院	阿蘇市一の宮町宮地115番地の1	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
希望ヶ丘病院	上益城郡御船町大字豊秋1540番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
益城病院	上益城郡益城町大字惣領1530番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
松田病院	宇城市松橋町豊崎1962番地の1	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
あおば病院	宇城市松橋町萩尾2037番地1	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
くまもと心療病院	宇土市松山町1901番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
平成病院	八代市大村町720番地の1	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
八代更生病院	八代市古城町1705番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
光生病院	人吉市下原田町字瓜生田字天下山11 25番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
吉田病院	人吉市下城本町1501番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで

**熊本県公告第544号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、同条第2項後段の規定による措置をとることができる応急入院指定病院として次のとおり指定した。

平成27年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病院の名称	病院の所在地	指定年月日
城ヶ崎病院	玉名市伊倉北方265番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
荒尾こころの郷病院	荒尾市荒尾1992番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
山鹿回生病院	山鹿市古閑1500番地1	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
菊池病院	合志市福原208番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
菊陽病院	菊池郡菊陽町大字原水5587	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
阿蘇やまなみ病院	阿蘇市一の宮町宮地115番地の1	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
益城病院	上益城郡益城町大字惣領1530番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
くまもと心療病院	宇土市松山町1901番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
八代更生病院	八代市古城町1705番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで

**熊本県公告第545号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項前段及び第33条第4項前段の規定により、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院として次のとおり認めた。

平成27年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病院の名称	病院の所在地	認めた年月日
城ヶ崎病院	玉名市伊倉北方265番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
荒尾こころの郷病院	荒尾市荒尾1992番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
山鹿回生病院	山鹿市古閑1500番地1	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
菊池病院	合志市福原208番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
菊陽病院	菊池郡菊陽町大字原水5587	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
阿蘇やまなみ病院	阿蘇市一の宮町宮地115番地の1	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
益城病院	上益城郡益城町大字惣領1530番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
くまもと心療病院	宇土市松山町1901番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで
八代更生病院	八代市古城町1705番地	平成27年8月1日から 平成30年7月31日まで

**熊本県公告第546号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項の規定により八代市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成27年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス八代鏡店  
八代市鏡町下村字南開1474番1ほか
- 2 八代市から聴取した意見の概要
  - (1) 交通に関する事項  
立地店舗が接する道路は、交通量が多い道路であることから、交通渋滞の悪化及び接触事故の増加が懸念されるため、交通整理員の配置、歩行者及び自転車の安全確保が必要である。
  - (2) 街並みづくり等への配慮  
夜間照明については、周辺住民への影響を考慮し、設置箇所や角度等を検討すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課  
平成27年8月14日から平成27年9月14日まで

**熊本県公告第547号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上六嘉字藤田246番5及び同247番2  
480.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡嘉島町大字鯉1845番地1ローズマリー101  
東田 良太

**熊本県公告第548号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する

る工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字下前通5565番1  
215.41平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市北区龍田弓削一丁目18番30 レピュート武蔵302  
木村 薫

**熊本県公告第549号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字下前通5529番1及び同5530番2  
1,536.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区水前寺一丁目22番18号  
株式会社タウン開発

**熊本県公告第550号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成27年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字南原5459番4、同5459番8、同5459番9、同5459番10、同5459番11、同5459番12、同5459番13、同5459番14及び同5459番15  
1,726.56平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
山鹿市鍋田178番地1  
株式会社エスケーホーム

**熊本県公告第551号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。  
平成27年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の保全	北新田地区	平成6年12月28日	平成27年3月31日	熊本県
農用地の保全	浦川内地区	平成23年3月31日	平成27年3月12日	熊本県

**熊本県公告第552号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営天草中央中地区（茂木根工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営天草中央中地区（茂木根工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年8月17日から平成27年9月11日まで
- 3 縦覧場所  
天草市役所

**熊本県公告第553号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営豊川南部地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営豊川南部地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年8月17日から平成27年9月11日まで
- 3 縦覧場所  
宇城市役所

**熊本県公告第554号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営第二一の宮地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営第二一の宮地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成27年8月17日から平成27年9月11日まで
- 3 縦覧場所  
阿蘇市役所